

目黒区バリアフリー
交通安全特定事業計画
中目黒駅周辺地区

平成25年3月

東京都公安委員会

**目黒区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「中目黒駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、目黒区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「中目黒駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	区道B-10号線	西郷山通り	菅刈公園～②野沢通り	東急 中目黒駅 東京メトロ 中目黒駅	菅刈公園
②	区道一級幹線2号線	野沢通り	①西郷山通り～③山手通り		
③	主要地方道環状六号線	山手通り	目黒川船入場～②野沢通り		
④	特例都道古川橋二子玉川線	駒沢通り	③山手通り～⑥区道C-47号線		
⑤	区道C-81号線		④駒沢通り～⑥区道C-47号線		目黒区総合庁舎
⑥	区道C-47号線		④駒沢通り～⑤区道C-81号線		
⑦	区道二級幹線7号線		東京共済病院～⑧区道B-46号線		東京共済病院
⑧	区道B-46号線		なかめ公園橋～⑦区道二級幹線7号線		
⑨	区道二級幹線7号線		⑦区道二級幹線7号線～⑩区道二級幹線7号線		
⑩	区道二級幹線7号線		中目黒公園～⑨区道二級幹線7号線		中目黒公園

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
②	区道一級幹線2号線	①西郷山通り～③山手通り	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	平成25～32年度
③	主要地方道環状六号線	目黒川船入場～②野沢通り	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施 (2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み (3) エスコートゾーンの整備(注1) ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施 (2) 目黒区による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施 (3) 目黒区と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施	平成25～32年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

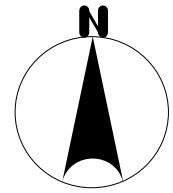
信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

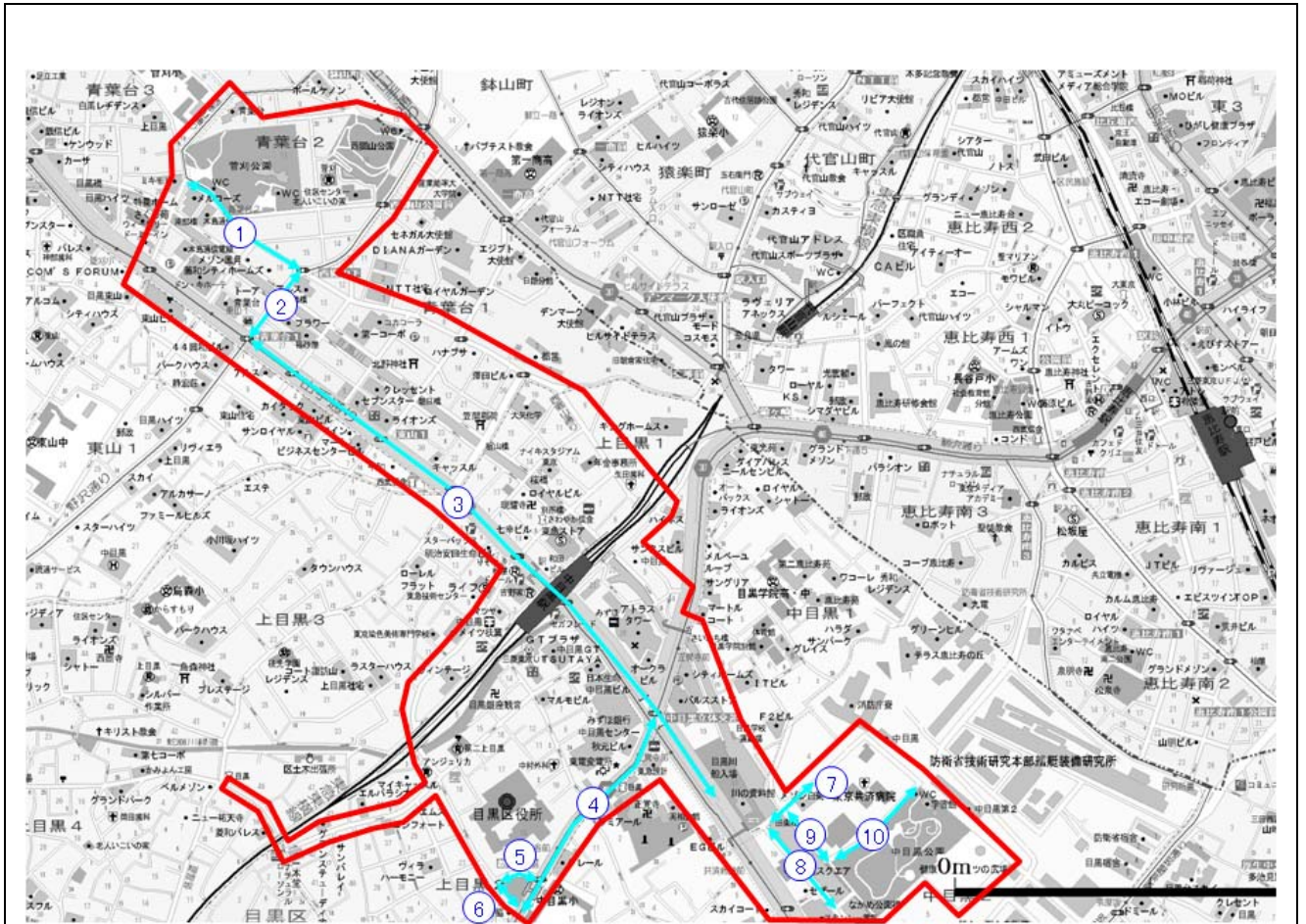
(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	目黒区
重点整備地区名	中目黒駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ⇄ : 道路の区間 (既設生活関連経路)

